



様式第9号（第12条関係）

公文書開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日  
回

様

埼玉県教育委員会

先に照会した に関する情報が記録された公文書について、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、

同条例第17条第3項 の規定により通知します。  
同条例第25条において準用する同条例第17条第3項

開示請求に係る公文書の名称	
記録されているに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

様式第九号を次のように改める。

写したものの交付  
つてできた電磁的記  
る交付（電子情報処理  
った場合に限る。）  
つてできた電磁的記録  
もの）の交付

送付を希望）  
（電子情報処理組織を  
合に限る。）  
の閲覧、聴取又は視聴  
のの交付

に改める。

電子情報処理組織による交付  
使用して開示請求があった場  
専用機器により再生したも  
電磁的記録媒体に複写したも  
（送付を希望）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

様式第13号（第12条関係）

公文書開示申出書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県教育委員会

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を申し出ます。

開示を申し出る公文書の名称又は内容 {できるだけ具体的に記載してください。}	
希望する開示の実施の方法 {希望する□内に「印」を付してください。複数選択できます。}	<p>1 文書又は図面の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 写し（複写機により用紙に複写したもの）の交付（<input type="checkbox"/>送付を希望）</p> <p><input type="checkbox"/> 写し（スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの）の交付（<input type="checkbox"/>送付を希望）</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（<input type="checkbox"/>送付を希望）</p> <p><input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付（<input type="checkbox"/>送付を希望）</p>

注 以下の欄には、記入しないでください。

担当課所	電話番号
備考	

様式第十三号を次のように改める。

2 取消訴訟について

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 この規則による改正前の埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。